

平成 27 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書Ⅰ

【インクルーシブ教育システム構築モデルスクール】

教育委員会名

埼玉県教育委員会

概 要

モデルスクールの概要（平成 27 年 5 月 1 日現在）

	モデルスクール名	在籍者数	教職員数
1	県立杉戸農業高等学校	688 名	86 名
2	県立新座高等学校	560 名	61 名
3	県立大宮工業高等学校	775 名	88 名
4	県立児玉白楊高等学校	447 名	59 名

【事業概要】

1. モデルスクールの特色（特別支援教育に関する事項）

本県では、高等学校における特別支援教育を推進するために、平成 22～24 年度には、特別支援教育体制整備事業において、県内の東西南北各地区から 1 校ずつモデル校を指定し、発達障害に関する理解の推進、特別支援学校のセンター的機能の活用、専門家の活用について研究してきた。平成 25～26 年度には、高等学校拠点校巡回支援事業において、県内 25 高等学校に専門家（心理の専門職又は大学関係者）を派遣し、専門家の指導・助言を生かしながら生徒の教育的ニーズに応じた支援の充実に取り組んできた。

高等学校における発達障害を含む特別な教育的ニーズに応じた支援の充実を図るためには、①支援の必要な生徒の情報の共有化と組織的な対応、②実態に即した適切な支援、③わかりやすく理解しやすい授業の実践、④生徒、保護者との合意形成による個別的教育支援計画及び個別の指導計画に基づいた指導が必要である。

そこで、高等学校における特別支援教育を推進するとともに、生徒、保護者との合意形成のもと、生徒の教育的ニーズに応じた支援の充実を目指した。昨年度は、これまで特別支援教育の推進に取り組んできた高等学校の中から、合理的配慮に関する取組と成果が期待できる県内の東西南北各地区から 1 校、計 4 校の高等学校（普通科高等学校 1 校、専門学科高等学校 2 校、単位制高等学校 1 校）をモデルスクールに指定した。今年度についても引き続き東西南各地区から 1 校、北部地区については新たな 1 校、計 4 校の高等学校（普通科高等学校 1 校、専門学科高等学校 3 校）をモデルスクールに指定して取組を進めた。

2. 取組の概要

【教育委員会がモデルスクールに対して行った取組及び支援】

県教育委員会は、モデル事業連絡会を年3回開催した。モデルスクールの進捗状況や合理的配慮協力員の活用について共有することで、今後の研究への各高等学校の相乗効果を図るようにした。また、モデルスクールごとに合理的配慮協力員を月4回程度（年間35回程度）定期的に派遣し、各モデルスクールの研究の方向性や支援について、指導や助言を受けられるようにした。県特別支援教育課指導主事も、合理的配慮協力員に同行する機会を設け、モデルスクールの取組を把握するとともに、研究の方向性について指導や助言を行った。

各モデルスクールによって得られた成果については、県内全高等学校及び特別支援学校に呼びかけて、約150名の参加により成果発表会を開催し、併せて大学教授による講義も実施した。また、高等学校に報告書を配布することで、各モデルスクールの取組と合理的配慮に関する事例について伝達し、高等学校における特別支援教育の充実を推進した。

【モデルスクールとして行った取組】

モデルスクールでは、生徒の教育的ニーズに応える高等学校として、合理的配慮の提供を図るために以下のような取組を行った。

（1）校内委員会の機能強化

管理職・特別支援教育コーディネーター・保健主事・教務部代表・生徒指導部代表・各学年代表・養護教諭等で構成された校内委員会を定期的に開催した。全体研修会の企画をはじめ、校内委員会におけるケース会議も行い、生徒の情報を共有しながら合理的配慮協力員の指導や助言による具体的な支援策について検討した。

（2）特別支援教育に関する教員の理解を推進する研修会の実施

モデルスクールでは、合理的配慮協力員による全体研修会を年間2回開催し、特別支援教育に関する教員の理解を深めている。事例研修会では、教育的ニーズのある生徒に対して、管理職を含む教員集団でアイデアを出し合い、生徒理解を深めながら支援について検討した。

（3）実態把握と個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成

モデルスクールでは、中学校や保護者からの情報、実態把握調査票、個人面談、授業観察から、支援が必要な生徒を共有した。保護者、生徒との面談で合意形成を図った上で発達検査を実施し、合理的配慮協力員の指導や助言を生かしながら個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、教員の共通理解のもと生徒に対して支援した。

（4）取り出しによる個別の支援の実践

合理的配慮協力員と特別支援教育推進委員会で取り出しによる個別の指導の運営について検討した。取り出しによる個別の支援であるため、生徒の自尊心とプライバシーへの配慮や授業に支障がない放課後や長期休業に教室で実施した。対象とする生徒は、学校生活上対人関係領域での躓きが疑われる生徒、学習に課題がみられる生徒、集団内の

(5) 外部機関との連携の充実

支援の必要な生徒の実態に応じて、外部機関（医療、福祉、特別支援学校）と連携を行った。特に医療機関と連携を進める時には、保護者との面談を実施し合意形成を図った上で、生徒の支援に関わる必要な情報を学校全体で共有し、校内支援チーム（管理職・学年主任・担任・養護教諭・関係職員など）が中心となって生徒の支援に取り組んだ。

3. 成果及び課題

【成果】

- ・合理的配慮協力員が配置されたことで、教員が必要なときに専門的な指導・助言を受けることができ、生徒へのより適切な支援が実践され主体的な活動を促すことができた。
- ・計画的に研修会を実施したことで、教員の特別支援教育に関する理解を深めるとともに、事例研修会を通して、支援が必要な生徒に対するより具体的で適切な支援を検討することができた。また、校内委員会を中心に支援体制づくりができたことで、組織として生徒への支援を実践することができ、たいへん有効であった。
- ・生徒への支援を進める時には、生徒や保護者との面談を実施し合意形成を図った上で、合理的配慮協力員と連携し、様々な情報をもとに個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成し、学校全体として共通理解を図って指導することがたいへん効果的であった。
- ・取り出しによる個別の指導では、学習の課題や対人関係を円滑にするコミュニケーションの課題を克服する支援など、合理的配慮協力員の指導・助言の下、教員が指導するという連携した取組ができた。
- ・生徒の実態に応じて、医療、福祉、特別支援学校と連携した取組も行うことができた。特に、医療機関と連携を進める時には、合意形成を図ることは勿論であり、必要な情報を学校全体で共有し、組織で生徒の支援に取り組むことができた。

【課題】

- ・生徒の実態や必要性に応じて、高等学校における多様な学びの場の整備、個に応じた指導法や支援の在り方の充実が重要であり、さらなる検討をしていく必要がある。
- ・学級全体がわかりやすく理解しやすい授業づくり、集団内における個別の支援の充実、集団内の指導だけでは十分ではない生徒への取り出しによる個別の指導等、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を一層充実していくことが求められる。
- ・合理的配慮協力員の指導・助言を生かした支援を組織的に行う必要があることから、校内委員会の開催の仕方や役割、個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成等、体制の整備等、さらに充実を図っていくことが重要である。
- ・今後、モデルスクールでの取組や成果について、県内高等学校に発信し、すべての高等学校における特別支援教育の充実も進めていきたい。